

幕別町次世代育成支援行動計画（後期計画 平成22年度～平成26年度）評価シート

※今回(平成25年度実績等)の進捗状況及び評価等は、前回(平成24年度実績等)の内容から削除した箇所は見え消しをし、追加・修正した文章及び文言、数字を斜体（ゴシック体）で表示している。

平成26年11月19日(水)

第6回幕別町次世代育成支援対策地域協議会
資料1

第2章 地域における子育ての支援

第1節 子育て支援サービスの充実

〔検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎〕

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------------------|------|--|------------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 1 | 子育て支援センター事業 【数値目標：2カ所】 | 後期計画 | 子育て支援センターにおいて、家庭内で保育している親子を対象に育児不安等の相談指導や遊びの指導を行うとともに、保育所の機能を活用するなど、保護者や乳幼児の交流の促進に取組みます。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 移動あそびの広場を平成22年度より全保育所で実施し、利用時間も30分拡大するなど事業内容を拡充した。また、忠類子育て支援センターにおいても「子育て講座」を追加し事業内容を拡充した。平成25年度青葉地区に整備する子育て支援施設に、子育て支援センター事業（一時保育を除く。）を移転し、利用時間の拡大と新たな事業を開拓する。 平成25年度には、子育て支援センター事業（一時保育を除く。）の利用時間の拡大と新たな事業を開拓するため、あおば分室を開設した。 なお、一時保育事業については、さかえ保育所併設の支援センターで継続実施し、受入れ対象年齢、定員の拡大を図り継続実施するほか、幕別中央保育所においても一時保育事業を開始した。 | こども課 保健福祉課 | 2カ所 | | | | | |
| | | 評価 | 子育て支援センターが札内さかえ保育所に併設されているため、「子育て講座」等の開催は保育に影響を及ぼさないよう設定していることから、新規事業への取組みや開催時間拡大等の利用者ニーズに十分応じることができない状況となっている。たが、平成25年4月、幕別中央保育所に子育て支援センター分室を開設した。 平成25年12月、幕別子育て支援センターあおば分室を開設した。 毎月1回、幕別中央保育所において「あそびの広場」事業をサテライト実施（平成19年度には、さらに年3回わかば幼稚園において実施）しているが、幕別地域は今後もサテライト実施を継続していく。また、忠類地域は出生者の減少などから事業内容の見直しが必要となっている。 | こども課 保健福祉課 | | | | | | |
| 2 | 相談支援事業 | 後期計画 | 子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、育児不安等に努めます。 | こども課 保健福祉課 学校教育課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】保育所、子育て支援センターを中心に、地域の子育て中の保護者の子育て不安等に対する相談や助言を実施している。特に子育て支援センターでは、育児相談のほか、子どもや保護者の集いの場を提供し、遊びの指導や子育て講座を開設するなど広く乳幼児期の育児不安等の解消に努めている。たが、 平成25年4月には幕別中央保育所にまくべつ分室、12月にあおば分室を開設し相談支援事業の拡充を図った。 また、保育所においても、保育所長が保育・育児に関する相談窓口となり、保護者の育児不安等の相談や助言を行っている。 【学校教育課】平成25年度から子どもサポートを1名増員し、3名体制とした。平成24.25年度は、児童生徒へのカウンセリングや学校生活への適応に関する援助、学習支援などで 7021, 313 件、保護者等の電話相談などが 555470 件であった。 | こども課 保健福祉課 学校教育課 | | | | | | |
| | | 評価 | 【こども課】就学前児童数は、近年横ばいで推移しているが、子育て支援センターの年間延べ利用者数は、平成24.25年度 7,893, 7,243 人。年間相談件数は 507, 535 件で、子育て支援センター相談支援事業は認知されたと推測される。当該事業は乳幼児期の育児不安等の解消の一助となっている。平成25年4月、幕別中央保育所に子育て支援センター分室を開設した。 【学校教育課】子育て不安、いじめ、不登校など児童生徒や保護者への支援に大きな効果をあげており、今後もサポートの体制の充実を図る必要がある。 | こども課 保健課 保健福祉課 | | | | | | |
| 3 | 子育てサークル育成支援事業 | 後期計画 | 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体の自立した活動の支援を進めます。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】札内赤ちゃんクラブの発展的解消後、いちごキッズの発足、その他に幕別1カ所・札内1カ所、古舞1カ所に自主サークルが発足した。 現在もいちごキッズ、幕別・札内地域の自主サークルが活動している。 担当課では、定期的に育児相談・サークル支援等を行っている。 また、サークルの活動施設として、あおば分室の施設開放を開始した。 【保健課・保健福祉課】平成21年度をもって赤ちゃんクラブが解散となつたが、 現在その後、幕別1カ所・札内1カ所・古舞1カ所に自主サークルが発足した。 現在もいちごキッズ、幕別・札内地域の自主サークルが活動している。 子育て支援センターが中心となり会場の借上げやサークル情報を提供するなどの支援を行っている。 | こども課 保健課 保健福祉課 | | | | | | |
| | | 評価 | 子育てサークルは、同年代の子どもを持つ親が子育ての知識を共有するなど、子ども介してのふれあいの場となっている。町では、子育てサークルに対して子育てに関する情報提供を行はほか、職員を派遣して育児に対する助言や遊びの指導などを行い、サークル活動を支援している。 | こども課 保健課 保健福祉課 | | | | | | |

第2章 地域における子育ての支援

第1節 子育て支援サービスの充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|--------------------------------------|------|---|---------------|----------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 4 | 子育て支援情報提供事業 | 後期計画 | 地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組みます。また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 子育て支援センター事業については、町ホームページに掲載している。また、母子健康手帳交付時に「子育てに関するお知らせ」パンフレットを配付とともに、出生及び1歳を迎えた児童の家庭に対し、子育て支援センター事業案内を送付するなど、子育て支援事業の周知に努めている。 ○「子育てに関するお知らせ」の内容 妊婦一般健康診査・特定不妊治療費の助成・妊婦健診料の助成・児童手当制度・乳幼児医療費助成・子育て支援センター・あそびの広場と健康相談・一時保育・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児予防接種・保育所 | | | | | | → | |
| | | 評価 | 幕別子育て支援センターの年間延べ利用者数は、平成23・24年度6,984人に対し、平成24・25年度7,893人と増加減少した。またしかし、年間相談件数も、平成23・24年度4725件に対し、平成24・25年度5075件と増加し、各種情報提供により子育て支援センター事業は地域に認知されたと推測される。 | | | | | | | |
| 5 | 放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 【数値目標：6カ所】 | 後期計画 | 就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生(低学年)の健全育成に取り組みます。また、施設の拡大や必要なサービスの充実に努めます。 | こども課 保健福祉課 | ◎ 6カ所 | | | | | |
| | | 進捗状況 | 幕別地域1カ所、札内地域4カ所、忠類地域1カ所に学童保育所を設置し、小学校1年生から3年生までの児童の学童保育事業を実施している。 保護者アンケートの結果、保育時間拡大の要望が多かったことから、平成24年度から保育時間の30分延長を実施した。また、老朽化の進む「あすなろ学童保育所」は、平成25年度に移転改築を行う。 平成25年12月には「あすなろ学童保育所」を移転改築した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 心身の発達状態から支援が必要な児童が増加している。保護者からは、対象年齢の拡大を求める声はあるが、指導員の配置や施設規模を勘案すると、現時点では困難な状況となっている。保育時間の延長については、平成24年度から30分の延長を実施した。 | | | | | | | |
| 6 | 子育てボランティアの推進 | 後期計画 | 子育てボランティアと連携し、子どもの見守りや育児相談支援に取り組みます。また、ファミリーサポートセンター事業の実施に向け、子育てボランティアとの協議を継続して行います。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 「すきやき隊」による子育て支援センター事業、各種検診業務などにおける支援や協力。広報等を通じボランティアの参加者募集等を行った。 | | | | | | | |
| | | 評価 | ボランティアによる支援・預かり体制の確立のほか、事故等におけるリスク分担や保証など細部協議を進める必要がある。 | | | | | | | |

第2節 保育サービスの充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------|------|--|---------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 7 | 保育環境整備事業 | 後期計画 | 老朽化した保育所の計画的な施設整備に努めるとともに、保育所の待機児童の解消や必要な保育サービスの充実に努めます。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 第1次幕別町立保育所民営化計画に基づき平成22年度から札内青葉保育所で指定管理制度を実施した。第2次幕別町立保育所民営化計画では、札内南保育所の民営化と建て替えを行うとともに、幕別中央保育所とわかば幼稚園とを認定こども園とすることも視野に入れ、検討を進めている。一方で、 平成25年10月には、同計画に基づき札内南保育園が開園し、施設の増改築事業に着手した。 札内南保育所については、民営化による建て替えを計画している。札内南保育所は、平成24年度民営化移管先法人を選定。平成25年10月から民営化し、施設の建て替えに着手する。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 札内青葉保育所の大規模改修以外、他の保育所では大規模改修は実施していない。適宜修繕により保育環境はおおむね保たれている。 | | | | | | | |

第2章 地域における子育ての支援

第2節 保育サービスの充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------------------------------|------|---|---------------|----------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 8 | 一時保育事業 【数値目標：2カ所】 | 後期計画 | 保護者の病院への通院、リフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業に取組みます。 | こども課 保健福祉課 | ● 2カ所 | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 札内さかえ保育所併設の幕別子育て支援センターと、忠類保育所併設の忠類子育て支援センターで一時保育事業を実施している。また、対象年齢・定員拡大、実施場所増加等検討を進めている。平成25年4月から幕別中央保育所に子育て支援センター分室を開設し、対象年齢を6か月→1歳半の一時保育事業を開始した。 また、平成26年1月から幕別子育て支援センターの対象年齢を6か月に統一し定員拡大を実施した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 年間延べ利用者数は、平成23・24年度幕別4,689人、忠類1,066人、平成24・25年度幕別1,066人、忠類488人となっている。多様なニーズに対応するため、月曜日から土曜日までの週6日間開設しており、安心して子育てできる環境づくりの一助となっている。 | | | | | | | |
| 9 | 延長保育事業 【数値目標：1カ所(7:30～19:00)】 | 後期計画 | 保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取組みます。 | こども課 保健福祉課 | ◎ 1カ所 | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 平成22年度の指定管理者制度導入を契機に、札内青葉保育所で19時までの延長保育を実施し、民営化した札内南保育園も平成26年度から19時までの延長保育を実施する予定。 開始した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 延長保育の利用者は、平成23・24年度は延べ759人、平成24・25年度1,239人と大幅に増加した。事業が浸透したことにより、安心して就労できる環境づくりの一助となっている。 | | | | | | | |
| 10 | 障がい児保育事業 | 後期計画 | 障がい児が、保護者の就労等のため、保育に欠ける場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取組みます。また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 札内さかえ保育所は改築時にバリアフリー化し、施設内にオストメイト対応トイレを設置するなど、障がい児保育の環境の改善を図り、受け入れ体制を整えている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 発達障害を含む支援を必要とする児童の保育体制強化のほか、発達支援センターと連携した保護者を含めた各種研修会の実施など、発達障害等に対する認識を高めることに効果をあげている。 | | | | | | | |
| 11 | 病後児保育事業 【数値目標：1カ所】 | 後期計画 | 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を保育所等の専用スペースで一時的に保育する事業に新たに取組みます。 | こども課 保健課 | ○ 1カ所 | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 平成22年度指定管理者制度の導入を契機に、札内青葉保育所で病後児保育を実施している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 病後児保育の利用者は、平成23・24年度延べ189人、平成24・25年度95人となり、利用日数が減少している 増加 しが、保護者には事業が浸透しているものと思われる。 | | | | | | | |

第3節 子育て支援のネットワークづくり

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------|------|--|----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 12 | 子育てサークル育成支援事業 | 後期計画 | (再掲 No.3) 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体の自立した活動の支援を進めます。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】札内赤ちゃんクラブの発展的解消後、いちごキッズの発足、その他に幕別1カ所・札内1カ所・古舞1カ所に自主サークルが発足した。 現在もいちごキッズ、幕別・札内地域の自主サークルが活動している。 担当課では、定期的に育児相談・サークル支援等を行っている。 また、サークルの活動施設として、あおば分室の施設開放を開始した。 【保健課・保健福祉課】平成21年度をもって赤ちゃんクラブが解散となったが、 現在その後、幕別1カ所・札内1カ所・古舞1カ所に自主サークルが発足した。 現在もいちごキッズ、幕別・札内地域の自主サークルが活動している。 子育て支援センターが中心となり会場の借上げやサークル情報を提供するなどの支援を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 子育てサークルは、同年代の子どもを持つ親が子育ての知識を共有するなど、子ども介してのふれあいの場となってい。町では、子育てサークルに対して子育てに関する情報提供を行うほか、職員を派遣して育児に対する助言や遊びの指導などを行い、サークル活動を支援している。 | | | | | | | |

第2章 地域における子育ての支援

第3節 子育て支援のネットワークづくり

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------------|------|---|----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 13 | 子育て支援サービスネットワーク形成事業 | 後期計画 | 子育て支援に関する機関や子育てサークル等との連携を強化し、組織化することで、子育て支援サービスの質の向上を図ります。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 子育てサークルが個々の活動を行うほか、「すきやき隊」により、町の各事業と連携し、子育てサークルへの相談支援や遊びの指導などを行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 子育て支援センターが中心となり、関係機関が連携して子育てサークルの活動を支援している。今後は、ファミリーサポートセンター事業など、子育てボランティアと連携した新たな育児支援が求められる。 | | | | | | | |
| 14 | 子育て支援情報提供事業 | 後期計画 | (再掲 No.4) 地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組みます。また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 子育て支援センター事業については、町ホームページに掲載している。また、母子健康手帳交付時に「子育てに関するお知らせ」パンフレットを配付するとともに、出生及び1歳を迎えた児童の家庭に対し、子育て支援センター事業案内を送付するなど、子育て支援事業の周知に努めている。 ○「子育てに関するお知らせ」の内容 妊婦一般健康診査・特定不妊治療費の助成・妊婦健診料の助成・児童手当制度・乳幼児医療費助成・子育て支援センター・あそびの広場と健康相談・一時保育・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児予防接種・保育所 | | | | | | | |
| | | 評価 | 幕別子育て支援センターの年間延べ利用者数は、平成22年度6,981人に対し、平成24年度7,893人と増加減少した。またしかし、年間相談件数も、平成22年度472507件に対し、から平成24年度507535件と増加し、各種情報提供により子育て支援センター事業は地域に認知されたと推測される。 | | | | | | | |
| 15 | 企業と連携した子育て支援の推進 | 後期計画 | 幕別町商工会や事業所との連携により、子育て支援の充実に努めます。 | こども課 商工観光課 | ○ | | → | ◎ | → | |
| | | 進捗状況 | 平成22年4月1日から、小学校までの子どものいる世帯が、保護者と同伴での買い物や施設の利用などで協賛する店舗等を利用する場合などに、様々な特典を受けることができる「どさんこ・子育て特典制度」を商工会・事業所・北海道との協力で実施し、子育て世帯を側面から支援している。認証カードを提示することにより特典が受けられる制度であるが、制度開始時に該当する1,890世帯にカードを配布した。以降、出生及び転入の際には、各届出窓口でカードを配布している。 平成25年4月1日からは、妊娠中の方がいる世帯まで対象世帯を拡大し、母子健康手帳交付時などに配布している。 平成22年度から、シーニックバイウェイ北海道南十勝夢街道(事務局：商工会)の取り組み(試行)として、忠類地域において、自分達が住む地域の良さや魅力を認識するための授業を小学校で実施し、子どもの視点から地域の魅力的な情報をまとめた「こどもたんけん夢マップ」(平成23年度)を作成するなど「学校シーニックバイウェイ」と題した活動を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【こども課】子育て支援の一環として、買い物の際の料金の割引などの特典を設けることは、子どもの権利に関する条例にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現や、北海道子どもの未来づくり条例の理念の実現を図る上で重要と考えており、今後も継続が必要である。 【商工観光課】商工会等が開催する各種イベントにおいても子どもを中心としたコーナーを設けるなど積極的に子育て支援を実施している。 また、「学校シーニックバイウェイ」の活動により、子ども達が自分の住む地域に自信と誇りをもてるとともに、地域を訪れる人達の気持ちを思う心を育む取り組みを行っている。 | | | | | | | |

第2章 地域における子育ての支援

第4節 児童の健全育成

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 | | |
|----|---------------|------|--|---------------|------|------|------|------|------|----|--|--|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | |
| 16 | 児童館の活用事業 | 後期計画 | 子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館の有効活用を検討します。 | こども課 保健福祉課 | △ | | | | → | | | |
| | | 進捗状況 | 児童館を3館設置し、土曜日の施設開放を行い、自由に使うことのできる場所として提供している。 | | | | | | | | | |
| | | 評価 | 土曜日の施設開放を行っているが、利用者は子どものみの利用となり、子育て家庭が自由に使える状況とはなっていない。また、児童館は学童保育所としての利用も行っており、今後の児童館のあり方を再構築する必要がある。 | | | | | | | | | |
| 17 | 子ども会の取組みの活用事業 | 後期計画 | 子ども会の地域活動を支援し、指導者の育成や活動を通じて、小学生の健全育成に取組みます。 | 生涯学習課 | ● | | | | → | | | |
| | | 進捗状況 | 幕別支部、札内支部、忠類支部の3支部の子ども会とも活発に活動を実施している。春、秋のリーダー研修などでは、団体生活のあり方を親以外の大人から指導を受けるという貴重な経験をしている。 忠類支部が埼玉県上尾市のこども会と行っている国内研修派遣交流事業では、平成23年度に小学生8人を派遣し、平成24年度には小学生8人を受入れ、平成25年度には小学生11人を派遣。 平成26年度には小学生19人を受入れている。 この事業は、子ども会主導のもとで行われており、交流を通じた児童生徒の健全育成に努めている。 | | | | | | | | | |
| | | 評価 | 会の運営や事業の実施にあたっては、役員を中心としたしっかりと組織が確立されており、地域が連携した事業展開が期待される。 また、各公区の子ども会も非常に活発に活動をしていて、町の事業と連携した取り組みの中から、より良い児童の健全育成活動が図られているが、全体的には、子ども達の日程が過密になり、少年団活動・学校行事との日程調整が困難となってきたことや、一部公区において子どもの人数不足により、単位子ども会の活動ができないという課題もある。 | | | | | | | | | |
| 18 | 民生委員・児童委員活動事業 | 後期計画 | 地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取組みます。また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。 | 福祉課 | ● | | | | → | | | |
| | | 進捗状況 | 毎月19日の「幕別教育の日」に学校訪問活動を実施し、児童や生徒の見守りを行っているほか、学校行事にも積極的に参加している。また、「児童部会だより」を発行し、各校の様子を報告し民生委員児童委員・学校に配布している。 | | | | | | | | | |
| | | 評価 | 学校訪問活動などがきっかけとなり、民生委員児童委員と学校との情報交換が行われるなど連携が強まった。学校から児童や生徒の相談を受けるなど、児童生徒の生活状況の把握が図られている。地域住民と学校が一体となった子どもたちの見守りや支援の一助となっている。 | | | | | | | | | |

第3章 母と子の健康の確保と増進

第1節 子どもや母親の健康の確保

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 | | |
|----|--------|------|--|--------------|------|------|------|------|------|----|--|--|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | |
| 19 | 健康診査事業 | 後期計画 | 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取組みます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診料の一部助成に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | | |
| | | 進捗状況 | 乳幼児健診は、出生数の少ない忠類地域では、2カ月に1回の乳児健診や年3回の1歳半・3歳児健診を実施するなど、地域の状況に合わせ健診時個別指導や育児支援を実施している。また、妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票+6回分発行している他に、町独自で妊婦健診料の一部助成を実施している。 | | | | | | | | | |
| | | 評価 | 乳幼児健診の受診率は、95%以上となっており、個々の母子の健康確認ができる場となっている。未受診者に対しては、電話連絡や家庭訪問、保育所訪問等で状況を把握し支援を行っている。妊婦健診費用の助成により、経済的負担の軽減並びに、必要性を理解した適切な受診につながっている。 | | | | | | | | | |
| 20 | 健康教育事業 | 後期計画 | 離乳食実習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | | |
| | | 進捗状況 | 離乳食講習会・幼児栄養教室・子どもクッキング・親子クッキング・よちよちサロン（幼児教室）・運動食育講座など、子どもの健全な発育・発達を支援するとともに、参加者同士の情報交換・仲間づくりの場を提供している。 平成26年度から、2歳児を対象として新規事業「すくすく相談」を実施する。 | | | | | | | | | |
| | | 評価 | 様々な年代に対しての健康教育を実施することで、参加者同士の情報交換や健康や育児についての知識を得る場となっていることから、継続していく必要がある。 | | | | | | | | | |

第3章 母と子の健康の確保と増進

第1節 子どもや母親の健康の確保

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 | |
|----|-------------------------|------|---|--------------|------|------|------|------|------|----|--|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | |
| 21 | 妊婦等への出産準備教育 (パパママ教室) | 後期計画 | 妊婦等の妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | |
| | | 進捗状況 | 年4クール（1クール4回）実施している。参加率にはばらつきがあるが、初・経産婦の交流や情報交換が活発に行われている。 忠類地域の妊婦等については、幕別地域で実施しているパパママ教室の参加を勧めているが、距離的な問題もあり、参加者は増加していない。 | | | | | | | | |
| | | 評価 | パパママ教室の参加者は、産後も同窓会を開催するなど自主的に交流しており、妊婦の仲間づくりのよいきっかけとなっているため、継続していく。 忠類地域においては、今後も対象者の増加は望めず、集団での知識の普及は難しい状況にあるため、相談や家庭訪問による個別の支援を今後もしていく必要がある。また、出生の状況等を考え、今後の開催場所として札内地区についても検討してゆく必要がある。 | | | | | | | | |
| 22 | 家庭訪問事業 | 後期計画 | 妊娠婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全な家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取組みます。また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | |
| | | 進捗状況 | 出生後の家庭訪問指導を全件実施。また必要に応じ妊娠婦や乳幼児への家庭訪問を実施している。 | | | | | | | | |
| | | 評価 | 親子支援システム等の情報も活用し、必要に応じ家族を含めた保健指導を実施している。 忠類地域においては、妊娠期の集団指導が実施できていない状況にあることから、家庭訪問を行い妊娠期の不安の軽減を図り、出産後の継続支援につなげていく必要がある。 | | | | | | | | |
| 23 | 予防接種事業 | 後期計画 | 子どもの定期予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取組みます。また、任意の予防接種に関し、適切な情報提供に努めます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | |
| | | 進捗状況 | 新生児訪問・乳幼児健診において、予防接種についての適切な情報提供を行っている。定期予防接種が円滑に行われるよう、医療機関への委託を実施している。 | | | | | | | | |
| | | 評価 | 任意接種と定期接種との接種間隔が複雑化しているため、個別に予防接種スケジュールを相談していく必要がある。また、今後も最新の予防接種の情報を、広報、ホームページ、個別通知等で提供していく必要がある。 | | | | | | | | |
| 24 | 母子健康相談事業 | 後期計画 | 母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | |
| | | 進捗状況 | 保健師による健康相談を実施しているが、定期の相談日以外にも電話や来所による相談を受け対応している。また、医療機関と連携した支援の必要なケースが増えている。 | | | | | | | | |
| | | 評価 | 近年、離婚に関する相談や経済的な相談、虐待の相談など相談内容が多様化しており、保健師だけでは対応できない相談が増えている。福祉課、こども課、医療機関、児童相談所等との連携が重要になっている。 | | | | | | | | |
| 25 | 母子健康手帳交付事業 | 後期計画 | 妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | | |
| | | 進捗状況 | 母子健康手帳の交付の際、妊婦の状況を把握し、安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健指導を実施している。 | | | | | | | | |
| | | 評価 | 母子健康手帳交付時に保健師が面接することにより、経済面や精神面などのさまざまな課題に対し、早期に支援を開始できることから今後も保健師が母子手帳の発行するという体制は継続が必要である。 パパママ教室に参加できない場合、保健師との関わりがないため、すべての妊婦に対し出産までの間に、保健師が支援できる体制をつくることが課題である。 | | | | | | | | |

第3章 母と子の健康の確保と増進

第1節 子どもや母親の健康の確保

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|--------|------|--|--------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 26 | 歯科保健事業 | 後期計画 | 歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取組みます。また、乳幼児健診（1歳6ヶ月児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 歯科検診としては、妊娠期、1歳半・3歳児健診で実施している。健康相談・教育としては、妊娠期（母子健康手帳交付・パパママ教室）・乳児期（離乳食講習会・7ヶ月児健診・よちよちサロン）・幼児期（1歳半・3歳・就学児健診）に実施している。フッ素塗布は1歳半・3歳児健診で無料実施、また、町内歯科医師会が年2回フッ素の日を設け低料金で実施していることを周知協力している。 平成24年度から、町内5カ所の認可保育所（中央、北、南、さかえ、青葉）及び町立わかば幼稚園、忠類保育所の計7カ所で、フッ化物洗口事業のを実施を予定している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | う歯数平均は横ばいだが、1人におけるう歯罹患率が高く、今後も個別アプローチに重点を置いた健康教育が必要と思われる。 保育所・幼稚園でのフッ化物洗口を実施しての効果を検証し、今後の学校保健での取組みを検討する。 | | | | | | | |

第2節 食育の推進

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|------------------|------|---|------------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 27 | 食に関する学習機会や情報提供事業 | 後期計画 | 妊娠婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や情報の提供に取組みます。また、小中学校における食育教育や健康教育に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 給食センター | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 母乳栄養の確立から離乳食・学童期の食事について、乳幼児健診や育児相談、幼児栄養教室、子どもクッキング教室を通して、妊娠婦・乳幼児期・学童期への食育教育に取り組んでいる。また、月1回発行の「給食だより」を通じ朝食的重要性、食事のマナー、夏、冬休みにおける食の観点からの過ごし方等を記載しており、いる。学校訪問の際にも児童、生徒に対して食育教育に取り組んでいる。幕別地域は学校訪問の際に児童、生徒に対して食育教育に取り組んでいる。忠類地域は平成25年度より忠類小学校に栄養教諭を配置し食育の授業を行っており、給食時間には、栄養教諭がその日に使用している食材を説明し、児童が食事の大切さについて理解を深めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 離乳食から学童食まで食の大切さについて学び、実践し、身に付けることができるよう、今後も継続した取り組みが必要である。中学生から成人にかけての食育に関する取り組みについては、今後検討していく。 | | | | | | | |

第3節 思春期保健対策の充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-----------|------|---|-----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 28 | 思春期保健対策事業 | 後期計画 | 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙・薬物等に関する教育、相談体制や情報の提供等に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 学校教育課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【保健課・保健福祉課】各学校と連携し、カリキュラムの検討に参画している。 【学校教育課】教育委員会では、性感染症予防及び喫煙防止・薬物乱用防止教育の教育活動全体を通じて、計画的・組織的に実施するよう各学校に指導している。また、文部科学省が発行する関係資料等を小・中学校に提供している。なお、各学校においては、体育科・保健体育科の時間はもとより、関連教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて計画的・組織的に実施している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 喫煙・薬物等に関する教育、情報提供を強化していく必要がある。また、性感染症予防及び喫煙防止・薬物乱用防止教育は、児童生徒に性感染症予防及び喫煙防止・薬物乱用防止に関する正しい知識と適切な意思決定ができる能力を身に付けさせるために必要であることから、引き続き実施する。 | | | | | | | |

第3章 母と子の健康の確保と増進

第4節 小児保健医療の充実

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-------------------------|------|--|---------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 29 | 小児医療の充実・確保及び情報提供事業 | 後期計画 | 小児保健医療の充実・確保は安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取組みます。 | 保健課 市民課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 【保健課・保健福祉課】広報やホームページ等で情報提供を行っている。電話相談や健康相談があった場合、適切に情報提供を行っている。 【市民課】子ども医療費助成事業の対象者の拡大をし、小児医療の確保を図っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【保健課・保健福祉課】今後も必要な情報が得られるよう、情報提供を行う。 【市民課】子ども医療費助成事業の継続により、安心して子どもを生み育てる環境の整備が図られている。 | | | | | | | |
| 30 | こども医療費助成事業（旧乳幼児医療費助成事業） | 後期計画 | 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費の一部助成に取組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。 | 市民課 | ● | ◎ | | | → | |
| | | 進捗状況 | 3歳未満と3歳以上就学前の住民税非課税世帯については、医療費の自己負担分を無料化していたが、平成20年度からは、就学前まで、医療費の自己負担分（2割相当額）のうち、北海道医療給付事業の補助を除いた分を全額町が負担し無料化している。また、平成20年10月1日から小学生の入院及び訪問看護も対象とし、住民税非課税世帯の初診時一部負担金を単独助成し無料化していたが、平成23年10月より対象を小学校卒業まで拡大し、助成内容も入院に係る食事標準負担額を除き、入院・通院ともに医療費の実施無料化を実施している。（住民税課税・非課税ともに助成対象だが、所得制限あり。） | | | | | | | |
| | | 評価 | 乳幼児期から小学校卒業まで医療費助成に対し支援を行うことにより、児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図り生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成の一助となっている。 | | | | | | | |

第4章 子どもの教育環境の整備

第1節 次代の親の育成

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------------|------|--|----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 31 | 子育てに関する男女参画の啓発 | 後期計画 | 男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取組みます。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】子育て支援センター事業における「パパとあそぼう」など父親の子育て参加の機会を提供している。また、保育所への送迎時に父親が来た場合に声掛けや、育児相談があれば対応するなど、個別の対応を行っている。 【保健課・保健福祉課】男女が協力して育児を行うためのパンフレットの配布や、健康教育を実施している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【こども課】男性が育児に参加できる機会を提供し、協働で家庭を築き、子育てを行う観点での意識の啓発に努めている。また、保育所では、個々のケースに応じて相談に対応するなど、男女で協力して子育てをする環境づくりを担っている。 【保健課・保健福祉課】引き続き健康教育等、意識啓発・情報提供を行っていく。 | | | | | | | |
| 32 | 乳幼児ふれあい体験事業 | 後期計画 | 子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】中学校が実施する職場体験授業による認可保育所への訪問依頼に応じ、中学生が乳幼児と触れ合う機会を設けている。 【保健課・保健福祉課】町内の乳児期の親子に協力してもらい、赤ちゃんふれあい体験を実施している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【こども課】中学生が実際に乳幼児と触れ合う機会ができ、子どもを育てる意識の醸成や、家族の大切さについて考える機会を作ることができている。 【保健課・保健福祉課】現在は一部の学校で実施しているが、全学校に広げる場合は、開催方法について検討が必要となっている。 | | | | | | | |

第4章 子どもの教育環境の整備

第2節 学校教育環境の整備

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-----------------|------|--|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 33 | 地域に開かれた学校づくりの推進 | 後期計画 | 学校施設の開放を積極的に推進するとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域の意見が反映される開かれた学校づくりを進めます。 | 学校教育課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 町内全ての小中学校において「まくべつ教育の日」を中心に授業参観など学校を開放するとともに、地域の老人会などとの連携を図ることなどにより、地域の意見の集約に努めている。 学校施設開放による利用者数 平成22年度11,955人 平成23年度13,624人 平成24年度14,814人 平成25年度15,605人 | | | | | | | |
| | | 評価 | 地域に開かれた学校づくりが着実に推進されている。「まくべつ教育の日」の更なる周知や積極的に開かれた学校づくりを推進している事例の紹介などを進める必要がある。 | | | | | | | |
| 34 | 心の教室相談事業 | 後期計画 | いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、心の教室相談員を配置し、悩み、相談等に応じるなど中学生を守る環境づくりを進めます。 | 学校教育課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 町単独事業で心の教室相談員を配置し、幕別中学校と札内東中学校において、生徒への悩み相談、不登校生徒への心のケアなど様々な相談や学校での各種教育活動への支援を行っている。 相談件数 平成22年度84件 平成23年度108件 平成24年度122件 平成25年度117件 | | | | | | | |
| | | 評価 | いじめ問題が深刻化し、不登校生徒が増加している中、心の教室相談員が中心となって問題行動への対応がなされており、大きな効果をあげている。 | | | | | | | |
| 35 | スクールカウンセラー活用事業 | 後期計画 | 北海道教育委員会が派遣する、学生の教育や臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、中学生の問題行動や悩み、相談等に応じるとともに、教師や保護者への指導、支援等に取組みます。 | 学校教育課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | スクールカウンセラーの配置により、主に中学校（札内中学校・幕別中学校・糠内中学校・札内東中学校・忠類中学校）の生徒、保護者のカウンセリングや教員等の相談を行うなど教育相談の充実が図られている。 平成22年度来談者305人 相談件数83件 平成23年度来談者709人 相談件数79件 平成24年度来談者504人 相談件数63件 平成25年度来談者695人 相談件数75件 | | | | | | | |
| | | 評価 | いじめや不登校問題などへ専門的な対応がなされている。不登校生徒への学習支援の面でも大きな効果があり、継続的な配置が必要である。 | | | | | | | |
| 36 | 学校運営協議会制度 | 後期計画 | 学校や幼稚園の教育目標、教育計画、地域との連携などの運営に関する事項の意見交換の場としての学校運営協議会を活用し、学校運営に地域住民や保護者が参画する開かれた学校経営を推進します。 | 学校教育課 | ● | | | | → | |
| | | 進捗状況 | 校長等の推薦により各校5人（複式校は3人）合計65人を委嘱し、各校の学校運営等に関し意見等をいただくことで、学校、家庭、地域の連携協力を図り、よりよい学校づくりを推進している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 地域に開かれた学校づくりの推進に大きな成果をあげている。今後も本制度の活用と取組みの一層の充実を図る。 | | | | | | | |
| 37 | 就学援助事業 | 後期計画 | 経済的理由によって就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費など必要な援助を行います。 | 学校教育課 | ● | ◎ | | | → | |
| | | 進捗状況 | 学用品費、体育実技用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費の全額若しくは一部と、平成23年度からは、PTA会費、生徒会費及びクラブ活動費の全額もしくは一部を加え援助している。平成25年度（9月末現在）の認定者数は 495,437人 で、援助率は 19.818.4% 。 ○平成22年度：認定者数494人 援助率19.5% 平成23年度：認定者数503人 援助率19.9% 平成24年度：認定者数514人 援助率20.6% 平成25年度：認定者数504人 援助率20.6% | | | | | | | |
| | | 評価 | 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒及びその保護者に対する負担軽減の一助となっている。 | | | | | | | |

第4章 子どもの教育環境の整備

第2節 学校教育環境の整備

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|------------------------------------|------|---|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 38 | 特別支援教育支援員 | 後期計画 | 町立幼稚園及び小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取組みます。 | 学校教育課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 平成25・26年度は小学校7校に2629人、中学校24校に59人を配置した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 普通学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒が増加しており、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育を実現するため、今後も継続して配置をしていく。 | | | | | | | |
| 39 | 幼児教育支援事業(幕別町私立幼稚園入園に対する入園料、保育料の補助) | 後期計画 | 幼稚園教育の振興に資することを目的に、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため、入園料や保育料の補助を行います。 | 学校教育課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 私立幼稚園の就園奨励費に該当しなかった保護者に対し、入園料7,000円、保育料3,500円/月を補助する単独事業で、平成25・26年度(9月末現在)は、入園料は8667人、保育料は1512人に対し支援を行った。 ○平成22年度：入園料86人 保育料17人 平成23年度：入園料74人 保育料12人 平成24年度：入園料79人 保育料22人 平成25年度：入園料93人 保育料24人 | | | | | | | |
| | | 評価 | 保護者負担の軽減と公私との格差是正が図られていることから、今後も本事業を継続していく。 公私との格差是正が図られ、保護者負担の軽減の一助となっているが、平成27年4月施行予定の「子ども・子育て支援新制度」による私立幼稚園の動向等に注視しながら、今後の事業のあり方について検討していく。 | | | | | | | |

第3節 家庭や地域の教育力の向上

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-----------|------|--|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 40 | 家庭教育力向上事業 | 後期計画 | 教育の原点である家庭の教育力を高めるため、子どもの発達段階に応じた子育てに関する学習機会や情報の提供等に取組みます。 | 生涯学習課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 平成23年度は、横峯吉文氏等による文化講演会を実施し（4回、347名の参加）家庭教育の大切さ、家庭教育の重要性などについて児童・生徒の保護者に学習の機会を提供した。また、幕別町児童生徒健全育成推進委員会では、会報「良い子を育てるために」を各学校の児童・生徒を通じて年3回各家庭に配付し、子どもと親が向き合えるきっかけとなるよう情報提供を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | より身近な講師などによる講演会等を開催するため、百年記念ホールの指定管理者との情報交換を図るとともに、こども課、保健課をはじめとする多方面との連携を強化し、家庭教育力向上のため、継続的な学習機会とより良い情報の提供が望まれる。 | | | | | | | |
| 41 | 地域教育力向上事業 | 後期計画 | 地域住民や関係機関と連携し、子どもの体験活動の機会の充実や世代間交流の推進、地域のスポーツ環境の整備等を通して、地域の教育力の向上に取組みます。 | 生涯学習課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 小学生国内研修派遣事業（宮崎県日向市・埼玉県上尾市）、中学生・高校生海外研修派遣事業、初心者スケート・スキ教室、水泳教室、ふるさと館ジュニアスクール、夏・冬休み学び隊、オカリナ入門講座、母の日フラワーアレンジメント講座、生涯学習ツアーマナぶべ幕別、冬休み子ども講座まつり、国際PG大会など、子どもの体験活動の機会を提供している。また、地域ボランティアによる交通安全啓発活動、学び隊などの地域活動を支援し、地域の教育力の向上に努めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 子ども会活動、少年団活動などの連携、子ども会まつり、スポーツ交流などを通じ地域の大人が事業に積極的に関わっている。各団体とも自主的に活動を展開しているが、必要に応じ、町から助言などを行っている。 | | | | | | | |

第4章 子どもの教育環境の整備

第3節 家庭や地域の教育力の向上

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|------------|------|---|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 42 | 家庭教育学級事業 | 後期計画 | 家庭教育の重要性を認識し、保護者等が家庭における課題を自主的に解決できるよう、幕別町PTA連合会の事業の中で、より多くの保護者に家庭教育について考える機会を提供し、家庭の教育力の向上に取組みます。 | 生涯学習課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 平成23年度からは、幕別町PTA連合会の事業の中で、より多くの保護者に家庭教育について考える機会を提供している。H23年度：松本隆博氏による講演会を実施。（175名参加）H24年度：小野田正利氏による講演会を実施（180名参加）。 H25年度：佐々木十美氏による講演会を実施（180名参加）。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 幕別町PTA連合会の事業の中で、より多くの保護者に家庭教育について考える機会が提供された。 | | | | | | | |
| 43 | 図書環境づくりの推進 | 後期計画 | 子どもへの読み聞かせや子どもの発達段階に応じた適切な本の選択に努めるなど、良好な図書環境づくりに取組みます。 | 図書館 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | ボランティアグループ（4団体）による紙芝居上演や読み聞かせが定着し、子どもたちが図書館を訪れる動機づけとなっている。平成15年から実施している「マイファーストブック・サポート」は、乳児健診（7・8カ月）の際にすべての赤ちゃんと保護者を対象に、図書館司書がブックスタートの趣旨や読み聞かせのコツなどを説明し絵本セットの貸し出しと、気に入った本1冊をプレゼントしている。また、移動図書館車の児童書を充実し、幼稚園、保育所、小学校を巡回し、よりよい「読む環境づくり」に努めている。 平成23年度から学校図書館支援に取り組み、町内の小・中学校の読書環境をよりよいものにするため、児童・生徒もいっしょに書架整理や図書展示、改装に携わることで、図書館がより身近な存在となるよう工夫して進めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 図書館、移動図書館車で絵本や紙芝居を借りる親子連れが増え、貸出冊数も増加しており、ボランティアグループの活動や「マイファーストブック・サポート」が読書活動推進に大きな役割を果たしている。 ※貸出点数 絵本 32,675冊（平18）→ 44,822冊（平25） 紙芝居 7,906点（平18）→ 8,275点（平24） 学校図書館の環境改善を実施した小・中学校では、いずれも貸出冊数の増加のほか、これまで図書室に来なかつた児童・生徒の利用増、図書委員会活動の活発化、在室時間が長くなるなどの効果が現われている。 （平成25年度は札内北小、幕別中で実施） | | | | | | | |

第4節 有害環境対策の推進

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------|------|--|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 44 | 有害環境対策事業 | 後期計画 | 性や暴力等に関する有害情報について、関係機関や団体等、地域住民と連携し、対策を図ります。また、インターネット等のメディア上の有害情報について、保護者等に対し、対策等の学習機会や情報の提供に取組みます。 | 生涯学習課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 児童生徒健全育成推進委員会が発行する会報「よい子を育てるために」を各学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付（年4回程度発行）し、有害環境対策に関する情報の提供を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 今後、広報紙などを通して、有害環境対策に関する情報を積極的に提供する必要がある。さらに、PTA等関係機関との連携を図り、保護者に対する学習の機会を提供することが求められる。 | | | | | | | |

第5章 子育てを支援する生活環境の整備

第1節 良好的な居住環境の確保

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-----------|------|---|----------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 45 | 居住環境整備の充実 | 後期計画 | 子育て世帯が快適な住生活を営むことができるよう、公営住宅等のユニバーサルデザイン化などの環境の充実に努めます。 | 都市施設課 経済建設課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 札内地域4棟16戸、忠類地域 3 4棟 12 16戸の全面的改善事業を実施。北海道ユニバーサルデザインガイドブックに基づいた整備を行っている。 | | — | — | — | — | — | |
| | | 評価 | 公営住宅は、様々な家族構成や人数の世帯が入居するため、家具の配置などでユニバーサルデザインに合致しない場合があるが、建具の配置を換えることで、ユニバーサルデザインとなるよう配慮したものとなっている。 | | — | — | — | — | — | |

第2節 安全な道路交通環境の整備

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|------------|------|--|--------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 46 | 道路交通環境整備事業 | 後期計画 | 公共施設等を相互に連絡する道路において、移動円滑化に必要な施設整備に努めます。また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出に努めます。 | 土木課 経済建設課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 第5期幕別町総合計画3ヵ年実施計画に位置づけを行ない整備を進めている。 | | — | — | — | — | — | |
| | | 評価 | 道路の改良率や舗装率は着実に進捗しているが、道路整備には多額の費用が必要な事から飛躍的な向上は望めない。 | | — | — | — | — | — | |

第3節 安心して外出できる環境の整備

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-------------|------|---|-----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 47 | バリアフリー化推進事業 | 後期計画 | 妊婦、乳幼児やその保護者など、すべての人が安心して外出できるよう、段差の解消や誰もが使いやすいトイレの整備など公共施設のバリアフリー化に取組みます。 | 土木課 都市施設課 経済建設課 | ● | — | — | — | → | |
| | | 進捗状況 | 【土木課】新規に道路整備を実施する場合で可能な幅員が確保される場合は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準じて工事を実施している。また、既存施設の改修では年間に1～2カ所の交差点部の縁石を身障者対応縁石に取り替えている。 【都市施設課】特定公園施設である札内西公園の便所に『都市公園の移動等円滑化ガイドライン』に基づいたオストメイト、ベビーベッド、車いす対応便器などを有する多機能便所を平成21年度に整備した。 平成23年度には、建築物、土木構造物を含む公園施設長寿命化計画を策定し、その際建築物のバリアフリー状況についても点検した。また、平成25年度には、札内北公園の一部施設について『都市公園の移動等円滑化ガイドライン』に基づいたバリアフリー化整備を行ったほか、札内北公園に隣接する札内西大通の一部について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準じて整備を行った。 | | — | — | — | — | — | |
| | | 評価 | 【土木課】道路整備には多額の費用が必要な事から飛躍的な向上は望めないが、着実にバリアフリー化は進んでいる。既存施設の改修については歩行者空間ネットワーク計画を策定し、その中で改修計画を検討する。 【都市施設課】札内西公園においては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮したものとなつたため、安心して外出できる環境が整ったといえる。今後も他の都市公園の特定公園施設を改築・更新する際は、『都市公園の移動等円滑化ガイドライン』に基づいた整備を行う。 また、公共施設の増築工事においては、バリアフリー化や多目的トイレの設置など誰もが使いやすい施設となつたが、その他既存の公共施設でのバリアフリー化は進んでいない。 | | — | — | — | — | | |

第5章 子育てを支援する生活環境の整備

第4節 安全・安心なまちづくりの推進

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|--------|------|--|--------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 48 | 防犯対策事業 | 後期計画 | 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくりを推進するため、関係機関や地域と連携した防犯パトロール、街頭啓発等に取組むとともに、防犯灯や注意看板等の適正な設置に取組みます。 | 町民課 地域振興課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 町職員が防犯パトロール車により、土・日・休日を除く日について定期的に防犯巡回を行うとともに、関係機関やボランティアの方との協力を得て、イベントや年末など必要に応じて防犯パトロールや街頭啓発等に取り組んでいる。 また、新規の防犯灯や防犯旗などの設置については、地域からの要望等に基づき必要に応じて設置するよう努めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 今後も、防犯巡回、防犯啓蒙活動及び防犯灯・防犯旗等の設置等の取り組みを継続していく必要性がある。 | | | | | | | |

第6章 職業生活と家庭生活との両立の推進等

第1節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-------------|------|---|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 49 | ゆとり時間推進啓発事業 | 後期計画 | 仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に取組みます。 | 商工観光課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 有給休暇の取得や労働時間、余暇時間の配分などについて、ポスターの掲示やパンフレット配布及び町の広報紙による啓発や情報提供を行い、町内企業に対しても雇用状況調査時に同様の啓発を文書により実施した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 近年、労働環境の悪化による、解雇、雇い止め等の雇用問題が発生しており、安定した雇用環境を創ることを最優先とすることから、労働時間や生活時間の使い方等の啓発は前期計画と同程度である。 | | | | | | | |

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------|------|---|------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 50 | 仕事と子育ての両立支援事業 | 後期計画 | 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取組みます。 | こども課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 常設保育所では午前7時30分から午後6時30分（札内青葉保育所は午後7時）まで11時間の保育の実施、小学校3年生までの5つの学童保育所の設置など、仕事と子育てが両立できるよう努めている。へき地保育所においても、 平成26年4月1日から通年開所及び保育時間の延長を実施するとともに農繁期に保育を行い、学校給食センターからの給食を配送する などサービスの拡充に努めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 保護者の就労時間、就労形態の多様化により保育に関するニーズは日々変化している。保育時間の更なる拡大、休日保育、病児保育等利用者ニーズに対応できる体制が必要となってきた。 | | | | | | | |

第7章 子ども等の安全の確保

第1節 交通安全活動の推進

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------|------|--|-----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 51 | 交通安全教育事業 | 後期計画 | 交通ルールの習得や交通安全に対する意識の高揚を図るため、子どもの年齢に応じた実体験型の交通安全教育に取組みます。また、関係機関との連携の強化を図り、交通安全対策の推進に努めます。 | 町民課 地域振興課 生涯学習課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【町民課】毎年、小学校及び保育所等で、交通安全対策用の啓発資材を利用して、交通ルールについての実施指導を含めた交通安全教室を行っている。また、年間をとおして児童・生徒の登下校時に交通安全指導員(3033人)による交通安全指導を実施するとともに、交通指導車による巡回パトロールにも取り組んでいる。さらに、関係機関や各種団体等の協力を得て、交通安全に係る街頭啓発等にも取り組んでいる。 【生涯学習課】学校支援地域本部事業により、交通安全指導を積極的に行っていている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【町民課】今後も、交通安全に対する意識の高揚を図ることなどを目的に、交通安全教育や交通安全対策の推進などを継続して進めていく必要性がある。 【生涯学習課】公区の活動を中心に自主的に活動を継続していく。 | | | | | | | |

第7章 子ども等の安全の確保

第2節 犯罪等の被害防止活動の推進

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------|------|---|--------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 52 | 犯罪等に関する情報提供事業 | 後期計画 | 子どもを犯罪等の被害から守るために、警察、学校等と情報の共有化を図るとともに、町の広報紙及びホームページ等を通じて、犯罪等に関する各種情報の提供に努めます。 | 町民課 地域振興課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 子どもを犯罪等から守るために、防犯パトロール車や町内の自主パトロール隊による防犯パトロールに努めるとともに、いろいろな機会を捉えて関係機関とともに不審者情報をはじめとした各種の犯罪等に関する情報の共有化を図っている。 また、登下校時に不審者情報が入った場合は、交通安全指導員にメールにより情報伝達を行い児童への注意喚起を行ってい る。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 今後も、地域住民や関係機関等に対して各種の情報提供等に努めていく必要性がある。 | | | | | | | |
| 53 | 防犯講習事業 | 後期計画 | 子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関と連携した防犯講習等に取組みます。 | 町民課 地域振興課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 毎年、新入学児童に防犯用ホイッスルや啓発用下敷き等を配布するとともに、帯広警察署の協力を得て幼稚園等で防犯教室を実施しており、各種の犯罪等に巻き込まれないように努めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 今後も、関係機関、団体等と協力しながら防犯講習等に努める必要性がある。 | | | | | | | |

第8章 支援を必要とする児童への取組みの推進

第1節 児童虐待防止対策の充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|--------------|------|--|----------------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 54 | 子どもの権利の普及・啓発 | 後期計画 | 子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、子どもの権利擁護に関する普及・啓発活動に努めます。また、本町の実態に即した「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に向けた協議を継続して取組みます。 | こども課 保健福祉課 | ○ | | | | | |
| | | 進捗状況 | 平成22年4月1日に「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定し、同年7月1日から施行した。制定から施行までの3ヵ月間は、住民向けのリーフレット配布及び住民や保育所・学校など子どもに係わる施設関係者への説明会、子どもの権利に精通する大学教授による講演会などを開催、平成23年度からは、子どもの権利について説明した、小学校5・6年生及び中学生向けのパンフレットを小・中学校を通じ配布し、条例の普及・啓発に努めている。また、平成25年度には、保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育所に子どもの権利に関するパネルを設置する予定した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 平成22年度は、主に大人に対し条例の普及・啓発を進め、多くの住民に子どもの権利について認知していただいたと考えているが、23年度からは、小学校の高学年や中学生向けのパンフレットを小・中学校を通じ配布することとともに、 子どもがいる施設に設置したパネルにより、権利の主体である子どもたちに向けた普及・啓発を推進する。 | | | | | | | |
| 55 | 児童虐待早期発見事業 | 後期計画 | 乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や防止に取組みます。 | こども課 保健課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 【こども課】保育所や幼稚園、小・中学校、医療機関等との連携を密にし児童虐待の早期発見に努めるとともに、町広報紙及びホームページを通じ、虐待を受けていると思われる子どもを見かけたときや保護者が子育てに悩んでいる場合の相談先（こども課及び児童相談所）を周知している。 【保健課・保健福祉課】保健事業において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行っている。また、保健、保育、教育など、関係部局が連携し情報の共有を図るとともに、各事業において、子育て家庭の健康相談、子育て相談等に努めている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 【こども課】今後も、関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見に努める必要がある。 【保健課・保健福祉課】関係部局が連携し、情報を共有しながら、乳幼児健診時等の母親との育児相談等において対応することにより、子育て不安が軽減されるなど、児童虐待の早期発見・防止に繋がっている。 | | | | | | | |

第8章 支援を必要とする児童への取組みの推進

第1節 児童虐待防止対策の充実

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|---------------|------|--|---------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 56 | 要保護児童対策地域協議会 | 後期計画 | 町、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、医師等で構成する要保護児童対策地域協議会を開催するなど、関係機関が連携して、児童虐待の予防や早期発見、早期対応、再発防止に取組みます。また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 平成18年5月に要保護児童対策地域協議会を設置した。協議会におく代表者会議は平成24年度に1回開催、また、ケース検討会では、H18年度は2件、H19年度からH21年度は各1件、H22年度は3件、H23年度は1件（2回開催）、H24年度は4件（9回開催）、 H25年度は6件（8回開催） のケースについて対応や支援策を協議した。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 今後もケースの状況に応じて、関係機関と連携し情報を共有するとともに、要保護児童に対する適切な対応・支援に努める。 | | | | | | | |
| 57 | 民生委員・児童委員活動事業 | 後期計画 | (再掲 No.18) 地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取組みます。また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。 | 福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 毎月19日の「幕別教育の日」に学校訪問活動を実施し、児童や生徒を見守りを行っているほか、学校行事にも積極的に参加している。また、「児童部会だより」を発行し、各校の様子を報告し民生委員児童委員・学校に配布している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 学校訪問活動などがきっかけとなり、民生委員児童委員と学校との情報交換が行われるなど連携が強まった。学校から児童や生徒の相談を受けるなど、児童生徒の生活状況の把握が図られている。地域住民と学校が一体となった子どもたちの見守りや支援の一助となっている。 | | | | | | | |

第2節 母子家庭等の自立支援の推進

[検討：△ 継続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------------|------|---|---------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 58 | 母子家庭等支援体制の充実 | 後期計画 | 母子寡婦家庭の相談、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金等の社会的自立に必要な情報の提供に取組みます。また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。 | こども課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 児童扶養手当については、平成22年8月から父子家庭も支給対象となったため、制度について広報紙及び町ホームページにより周知を図った。また、母子寡婦家庭の相談などを通じ、同手当や母子寡婦福祉資金の周知も隨時行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 児童扶養手当の受給者数は、H22年度298件（うち父子20件）、H23年度309件（うち父子20件）、H24年度324件（うち父子22件）、 H25年度323件（うち父子22件） と年々増加している傾向にあることから、今後も母子寡婦家庭の相談や広報紙、町ホームページなどを通じ支援に関する情報提供に努めていく。 | | | | | | | |
| 59 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | 後期計画 | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。 | 町民課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 3歳未満の方および3歳以上の方で住民税非課税世帯に属する方の医療費の自己負担額（入院時の食事標準負担額を除く）の助成と、3歳以上の方で住民税課税世帯に属する方は医療費の1割相当額が自己負担となるが、月額の自己負担上限額を設定している。 ※平成23年10月より子ども医療費助成事業により小学校卒業までは実質医療費無料となった。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 医療費の一部助成を継続し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成の一助となっている。 | | | | | | | |

第8章 支援を必要とする児童への取組みの推進

第3節 障がい児施策の充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|-----------------|------|---|--------------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 60 | 健康診査事業 | 後期計画 | (再掲 No.19の一部) 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取組みます。 | 保健課 保健福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 乳幼児健診は、出生数の少ない忠類地域では2カ月に1回の乳児健診や年3回の1歳半・3歳児健診を実施するなど、地域の状況に合わせ、健診時個別指導や育児支援を実施している。また、妊婦一般健康診査受診票を14回分と超音波検査6回分を発行している他に、町独自で妊婦健診料の一部助成を実施している。 | | | | | | → | |
| | | 評価 | 乳幼児健診の受診率は、95%以上となっており、個々の母子の健康確認ができる場となっている。未受診者に対しては、電話連絡や家庭訪問、保育所訪問等で状況を把握し支援を行っている。また、妊婦健診料の一部助成は平成23年度に要綱を見直し、上限額を2万円としている。 | | | | | | | |
| 61 | 心身障がい児通所交通費助成制度 | 後期計画 | 心身に障がいを有する子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取組みます。 | 福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 言語障がいや心身に障がいを有する児童及びその介護者が、障がいに対する機能回復の訓練や治療を行う施設、または障がいを補うために必要な知識技能を習得する施設への通所に要した交通費を助成している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 通所に要する交通費を助成することにより、その費用負担の軽減と福祉の増進を図っている。 | | | | | | | |
| 62 | 身体障がい児補装具給付事業 | 後期計画 | 障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るために、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取組みます。 | 福祉課 | ● | | → | ◎ | | |
| | | 進捗状況 | 身体障害者手帳に記載されている障がいに応じた補装具費（購入・修理）の支給申請に基づき、北海道立心身障害者総合相談所へ判定を依頼する等支給の要否を決定し補装具費を支給している。利用者の負担額は原則1割だが、所得が低い方は利用者負担が無料となる。 また、町独自事業として、平成24年4月から身体障害者手帳をもっていない軽度難聴児に対し、補聴器購入の一部を助成を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 身体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障がいのある部分を補って、日常生活をより快適に過ごせるように支援している。 | | | | | | | |
| 63 | 地域生活支援事業 | 後期計画 | 障がいを有する子どもが、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、活動の場を提供し、日常的な訓練を行うなどの支援に取組みます。 | 福祉課 | ● | | | | | |
| | | 進捗状況 | 移動支援事業（屋外での移動が困難な障がい児について、外出のための支援を行う）、日中一時支援事業（障がい児の家族の就労及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい児の日中における活動の場を確保する）、相談支援事業（障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供を行う）、日常生活用具給付事業（自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る）等を行っている。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 利用者が必要に応じたサービスを受けることにより、日常生活の福祉の増進の一助となっている。 | | | | | | | |

第3節 障がい児施策の充実

[検討：△ 繼続：● 実施：○ 拡大：◎]

| No | 事業名 | 項目 | 事業内容／取組み内容 | 担当課 | 達成状況 | | | | | 備考 |
|----|----------|------|--|-------|------|------|------|------|------|----|
| | | | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| 64 | 発達支援センター | 後期計画 | 障害児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取組みます。また、幼稚園や保育所、学校など関係機関との連携を図り、集団生活における指導の対応や相談に応じるなど充実した事業に努めます。 | 福祉課 | | | ● | ◎ | → | |
| | | 進捗状況 | 通室する児童及びその保護者に対し指導を実施し、当該児童の心身の健全な発達の促進に努めている。また、保健事業における3歳児健診や幼稚園及び保育所の所属訪問を通じて、発達に遅れが認められる等の児童の早期発見・早期治療に努めている。 なお、平成24年4月から発達支援センターを開設し、新たに「発達支援コーディネーター」を配置し、保護者や関係機関との連携を密にし、必要な支援が途切れないように支援のコーディネートを行うほか、地域支援基盤の整備を図るために、発達支援に関する講演会を開催している。 | | | | | | | |
| | | 評価 | 保護者及び関係機関との連携により、療育・支援につながっているが、年々利用者が増える傾向にある。 保護者及び関係機関との連携により、療育・支援につながっているが、年々利用者が増える傾向にある。 今後は、平成23年12月に策定した「発達支援システム」の実現に向けて、療育・支援のあり方を再構築し、ライフステージが変わっても、支援が途切れないと体制整備を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 65 | 言語通級指導教室 | 後期計画 | 通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室を開設し、個別の指導により、障がい等の改善・克服を図ります。 | 学校教育課 | | ● | | | | |
| | | 進捗状況 | 札内南小学校内に言語障がいに関する通級指導教室を開設している。平成25年5月現在で、普通学級札内南小児童34人ほか、札内北小、白人小、糠内小途別小、明倫小から合わせて11人が指導を受けている。 ・平成23年度～札内南小26人、糠内小1人、白人小3人、札内北小8人 ・平成24年度～札内南小29人、糠内小1人、明倫小2人、白人小4人、札内北小7人 ・平成25年度～札内南小29人、糠内小1人、明倫小2人、白人小3人、札内北小5人 | | | | | | → | |
| | | 評価 | ことばの発達に遅れが認められる等の児童生徒の心身の健全な発達への支援が行われている。今後も一層の充実を図る取り組みが必要である。 | | | | | | | |